

「自己資本に係る基礎項目の額に算入された額」に関する注記 / 三菱UFJ銀行（単体）

銀行法第14条の2に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（金融庁告示第28号）（平成24年（2012年）3月30日公布）附則第3条に定める経過措置により、2020年12月31日（「計算日」といいます。）時点の適格旧Tier2資本調達手段の額のうち、Tier2資本に係る基礎項目の額に算入することができない額は、以下のとおりです。

Tier2	
適格旧Tier2資本調達手段に係る基準額 (2013年3月31日時点の適格旧Tier2資本調達手段の額) …①	22,091 億円
基準額に乗じることとされる計算日に適用される率…②	20%
計算日の適格旧Tier2資本調達額に係る算入上限額 (Tier2資本に係る基礎項目の額に算入可能な額) …(A) =①×②	4,418 億円
計算日の適格旧Tier2資本調達手段の額 …(B)	2,926 億円
うち、(三菱UFJ銀行が発行する国内公募劣後債)	2,108 億円
(三菱UFJ銀行による劣後ローン借入)	361 億円
(特別目的会社が発行する私募劣後債)	455 億円
計算日の適格旧Tier2資本調達手段の額のうち、Tier2資本に係る基礎項目の額に算入できないものの総額 …(B)－(A) (ただし、当該額が零を下回る場合にあっては零とする。)	—